

# 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

平成25年9月定例会

会 議 録

# 匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

## 平成25年9月定例会

1. 招集の日時 平成25年8月7日 午前10時
2. 招集の場所 匝瑳市ほか二町環境衛生組合  
松山清掃工場 2階 会議室
3. 開会、散会の日時 開 会 平成25年8月7日 午前10時00分  
散 会 平成25年8月7日 午前11時20分
4. 出席議員の氏名 議 長 佐藤 晴彦  
2 番 椎名 義光  
3 番 加瀬 芳廣  
4 番 鈴木 唯夫  
5 番 行木 光一  
6 番 武田 光由
5. 欠席議員の氏名 7 番 浅野 勝義
6. 地方自治法第121条の規定による出席者  
管 理 者 太田 安規  
副 管 理 者 菅澤 英毅  
会 計 管 理 者 岩澤 薫  
事 務 局 長 川島 正巳  
事 務 局 次 長 石橋 清

匝瑳市環境生活課長 鈴木 良雄

多古町生活環境課長 大木 信一

横芝光町環境防災課長 堀越 健一

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名

主 査 高山 健

8. 議 事 日 程

日程第1 開 会

日程第2 議席の指定

日程第3 会期の決定

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 議案（第1－3号）の上程

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市  
ほか二町環境衛生組合職員の給与に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について）

議案第2号 平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般  
会計歳入歳出決算認定について

議案第3号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合人事行政の運営等  
の状況の公表に関する条例の制定について

日程第6 提案理由の説明

日程第7 質 疑

日程第8 討 論

日程第 9 採 決

日程第 10 閉 会

## 9. 会議に付した事件

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第 2 号 平成 24 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 3 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

## 10. 議 事 の 経 過

【開会：午前 10 時】

佐藤議長 皆さん、おはようございます。

本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成 25 年 9 月定例会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

これより、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成 25 年 9 月定例会を開会いたします。

なお、本日は、出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、本定例会に地方自治法第 121 条の規定に基づく議長の出席要求に対する議案の説明員として出席する者及び委任指名を受けた説明補助者の職氏名は、別紙一覧表のとおりであります。

よって、お手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

議案の配布漏れはございませんか。

（「なし」の声）

佐藤議長　それでは、直ちに会議を開きます。

佐藤議長　日程第2、議席の指定を行います。

ただいま着席されている議席を本議席に指定いたします。

なお、議員諸君の氏名とその議席番号については、お手元に配付いたしました議席表をもってご了承願います。

佐藤議長　日程第3、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長　それでは異議なしと認め、本定例会は本日1日限りといたします。

佐藤議長　日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第70条の規定により議長が指名いたします。

4番鈴木唯夫議員と6番武田光由議員の両名を指名いたします。

佐藤議長　日程第5、これより議案第1号から議案第3号について、一括上程にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長　異議なしと認め、一括上程といたします。

佐藤議長　日程第6、これより管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明をお願いいたします。

太田管理者　はい、議長。

佐藤議長　はい、管理者。

太田管理者　皆様、おはようございます。

本日は、平成25年9月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お暑い中、公私にわたりご多忙中のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、日ごろより松山清掃工場の運営につきましては、格別なるご理解

とご協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

それでは、初めに当組合の施設の概況について申し上げます。

松山清掃工場につきましては、昭和59年に稼働を開始し、すでに29年を経過しておりますことから、設備や使用機械の老朽化が著しく、大変厳しい状況の中、毎年定期的な点検や補修等により、施設の延命化に万全な体制で取り組んでおるところでございます。

当地域の住民皆様のご理解を得ながら、管内地域住民の皆様が安心して生活できるよう努力しております。

山桑メモリアルホールについても、稼働後11年が経過し、維持管理に対する見直しを検討しなければならない状況と考えており、本年度については、火葬炉全体の積替え工事を予定しております。

また、皆さんの関心も高いところと思いますが、匝瑳、旭、銚子の3市で取り組んでおります、新たな広域ごみ処理施設につきましては、平成32年を目標に概ね順調に進んでおり、銚子市内に設置の最終処分場については、今年度に場所の選定を検討していく予定であります。

関係市で協議検討を重ね早期の建設に向けて鋭意努力しているところでありますが、予定どおりに順調に進んだとしても、まだまだ7年程度は要する見込みであり、それまでの間は松山清掃工場に頼らざるを得ない状況でございます。

続きまして、定例会に提出します案件は3件でございます。

ただいまから、その提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

本件は、匝瑳市議会6月定例会にて、匝瑳市一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例が制定され、平成25年7月1日から施行されたことから、当組合においても、匝瑳市の条例を準用しているため条例改正が必要になり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定によ

り準用する同法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

議案第2号平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項の規定により、平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算書が会計管理者から関係書類と共に提出されましたので、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別冊のとおり審査意見書が提出されました。

よって同条第3項の規定により、議会の認定を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第3号匝瑳市ほか二町環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表について

本案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に定められている人事行政の運営等の状況の公表について、本条例を制定し公表するために提案した次第であります。

以上でございますが、よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

佐藤議長 管理者の挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

佐藤議長 この際、お諮りいたします。

これより、日程第7、質疑に入りますが上程されました議案3件は逐条審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

佐藤議長 異議なしといたします。

お諮りをいたします。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市ほか二町環境

衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について)  
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容説明を求めます。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）をご説明いたします。

本案は匝瑳市議会、匝瑳市議会6月定例会で、匝瑳市一般職の職員等の給与の臨時特例に関する条例が制定され、平成25年7月1日から施行されることになりました。

匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の給与に関する条例は、匝瑳市職員の給与に関する条例の例によるものとなっていることから、匝瑳市と同時期に改正条例を施行するため、急施を要し地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、去る6月27日に専決処分をしたので、同条3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

新旧対照表をご覧ください。

改正後、附則に施行期日と、第2項に平成25年度の特例を加えます。

改正の概要につきましては、本日お配りしました参考資料をご覧ください。

給料の減額支給に当たって、期間を平成25年7月1日から平成26年3月31日に限定し、行政職給料表1級から3級の職員は4.77%、4級から6級の職員は7.77%、7級の職員は9.77%をそれぞれ減額するものです。

匝瑳市の今回の減額は、災害復興財源の確保のため地方交付税が削減されることにより実施されるものであり、当組合も匝瑳市にならい実施するものでございます。



よろしくご審議願います。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

質疑を行います前に予め申し添えます。

会議規則第46条により、1つの議案に対する質疑は、1人3回までとなっております。

また、質疑については、議案の範囲とし重複する事項を避け、円滑な議事運営ができますようご協力をお願いいたします。

それでは、質疑を許します。

椎名議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、椎名議員。

椎名議員 別紙の資料を見ますと、全職員の給与が減額されるということで、これでは、元気がでないのではないかと思います。

また、若い人や給与の低い人まで一律ではないけど、減額するのはいかなものかと思いますがその辺の見解を伺いたいです。

太田管理者 はい、議長。

佐藤議長 はい、管理者。

太田管理者 匝瑳市に準用するようになっておりましたが、国からの通達で国家公務員も減額をして、その額を復興、復旧の予算に当てたいということで、地方公務員も国家公務員にならっていただきたい、その分地方交付税から減額するという一方的な通達であったわけでありまして、その通達について地方自治体としましては、行き過ぎた行為だと、まして地方交付税を減額するなどもってのほかだということで、関係地方公共団体を通じまして、国には撤回要請をしていましたが、時期が来てしまい、やむにやまれぬ断腸の思いで、提案をさせていただいたわけで、小さければ小さいほど地方交付税の減額は非常に厳しいと、市民サービスの低下にも繋がるという形の中で、職員の皆さんには申し訳ないという気持ちを持ちながら提案させていただいたわけでございます。

また、若い職員ということでもありますけども、特にその辺も配慮しまして、国からの減額の要請でもありますけども、1級2級そして3級と分かれた形での要請でありましたが、3級の方に於いては、若くて生活や教育費がかかる世代は非常に厳しいだろうということで、3級は1、2級に合わせた形を取らせていただいたところでございます。

非常に厳しい状況でありますけれども、職員の皆様方には理解をしていただくということでお願いをしたところでありますので、その辺のところをおくみとりいただければと思います。

よろしく申し上げます。

佐藤議長 他にございませんか。

佐藤議長 ないようでございますので、これをもって議案第1号の質疑を打ち切ります。

佐藤議長 議案第2号平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 議案第2号平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算内容についてご説明いたします。

平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算書歳入については、事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをご覧ください。

歳入1款分担金及び負担金の収入済額は5億2,002万4千円で、前年度より3,171万4千円、5.8%の減でした。

負担金の構成市町別内訳は備考欄に記載のとおりで、匝瑳市は、3億899万円の負担額で、59.4%の負担率です。

多古町は1億1,771万7千円で、22.6%の負担率です。

横芝光町は、9,331万7千円の負担額で、18%の負担率です。

2款使用料及び手数料、収入済額は1億6,181万140円で、予算現額に対して103.5%の収入率で、前年度より105万8千300円、0.7%の減でした。

この内、1項1目火葬場使用料の収入済額は、2,504万5千840円で、予算現額に対して100.5%の収入率で、前年度より501万3千円、16.7%の減でした。

使用料の内訳については、備考欄記載のとおりです。

7ページをご覧ください。

2項1目ごみ収集処理手数料の収入済額は、1億3,676万4千300円で、予算現額に対して104%の収入率で、前年度より395万4千700円、3%の増でした。

8ページをご覧ください。

次に、2節自家搬入ごみ処理手数料の収入済額5,238万7千円は、予算現額に対して105.7%の収入率で、前年度より132万3千300円、2.6%の増でした。

3款財産収入の収入済額は3,178万2千128円で、予算現額に対して200.9%の収入率で、前年度より1,221万6千993円、62.4%の増でした。

この内、1項財産運用収入、1節の基金利子の収入済額は27万5千386円で、予算現額に対して55.1%の収入率で、前年度より3万1千678円、10.3%の減でした。

これは、財政調整基金の預金利子です。

2項財産売払収入、1節物品売払収入の収入済額は3,150万6千742円で、予算現額に対して205.7%の収入率で、前年度より1,224万8千671円、63.6%の増でした。

これは、缶類、金属類、ダンボール、雑誌等の資源ごみリサイクルによ

る売払い収入と、ペットボトルの有償入札拠出金等の合計になります。

収入増の理由として、スチール缶・アルミ缶・雑誌・新聞等の販売単価が約2倍になったことと、有償入札拠出金が歳入見込みを上回ったためです。

4款繰入金は財政調整基金からの繰入金で収入済額は6,000万円で、前年度繰入はありませんでしたので、全額が増額です。

結果的には歳入歳出差引残高が繰入金を上回りましたが、支払期限等の関係でやむを得ず予算額全額を繰り入れたところです。

9ページをご覧ください。

5款繰越金、収入済額は1,271万1千986円で、前年度より701万5千420円、35.6%の減でした。

これは、平成23年度からの繰越金です。

6款諸収入の収入済額は77万101円で、予算現額に対して183.8%の収入率で、前年度より9万6千407円、14.3%の増でありました。

これは預金利子・雑入になります。

歳入合計の収入済額は7億8,709万8千355円で、予算現額に対して102.8%の収入率で、前年度より3,252万5千680円、4.3%の増でありました。

以上が決算書、歳入の説明とさせていただきます。

続いて歳出のご説明を申し上げます。

歳出につきましても事項別明細書により、支出済額が概ね100万円以上・又は特に説明が必要な事項をご説明申し上げますのでご了承願います。

10ページをご覧ください。

1款議会費の支出済額は9万3千76円で、予算現額に対して73.3%の執行率で、前年度より1,878円、2%の減でした。

2款総務費の支出済額は1億1,345万7千782円で、予算現額に

対して95.8%の執行率で、前年度とほぼ同額です。

この内、1項総務管理費の支出済額は1億1,343万5千562円で、予算現額に対して95.8%の執行率で、前年度とほぼ同額であり、493万8千438円の不用額が生じました。

1目一般管理費の内2節給料の支出済額5,299万8千56円は、特別職2名と職員13名の給料です。

3節職員手当等の支出済額2,339万2千904円の内、扶養手当159万円・通勤手当115万6千800円・期末・勤勉手当が1,881万6千597円となります。

4節共済費の支出済額3,142万2千822円、不用額336万3千178円となります。

11ページをご覧ください。

7節賃金、支出済額198万6千400円は嘱託職員1名の賃金です。

12ページをご覧ください。

19節負担金補助及び交付金、支出済額111万7千397円です。

内訳については、備考欄記載のとおりです。

13ページをご覧ください。

2款2項監査委員費の支出済額は2万2千220円で、予算現額に対して85.5%の執行率です。

3款衛生費の支出済額は、4億5,495万8千653円で、予算現額に対して91.8%の執行率で、前年度に比較し2,280万3千224円、5.3%の増でした。

1項火葬場事業費の支出済額は、6,010万5千625円で、予算現額に対して92.2%の執行率で、前年度に比較し400万3千740円、7.1%の増でした。

7節賃金、支出済額209万2千800円は、嘱託職員1名の賃金です。

11節需用費の支出済額1,677万8千137円で324万1千86

3円の不用額が生じました。

支出の内訳は備考欄記載のとおりで、燃料費616万395円、光熱水費666万7千98円、修繕料311万1千705円となっています。

また、不用額の内主なものとして、燃料費と修繕料が、それぞれ予算額を下回った執行となりました。

14ページをご覧ください。

13節委託料の支出済額3,513万6千998円で69万8千2円の不用額が生じました。

支出の内訳は備考欄記載のとおりで、受付運営・火葬業務委託料2,910万6千円、6行下がりまして、山桑メモリアルホール清掃業務委託料174万3千903円の2件は、長期継続契約による委託業務となります。また、不用額の内主なものとして、施設警備の内、常駐警備と植栽整備業務委託料が、それぞれ予算額を下回った執行となりました。

15ページをご覧ください。

15節工事請負費、支出済額451万5千円は、山桑メモリアルホール北側斜面を整備したものです。

指名競争入札により実施し、101万9千円の不用額が生じました。

3款2項清掃事業費の支出済額は、3億9,485万3千28円で、予算現額に対して91.8%の執行率で、前年度に比較し1,879万9千484円、5%の増で、3,549万2千972円の不用額が生じました。

7節賃金は、嘱託職員2名の賃金です。

11節需用費の支出済額1億5,769万2千313円で810万9千678円の不用額が生じました。

支出の内訳は備考欄記載のとおりで、消耗品費3,521万8千202円、燃料費727万9千690円、光熱水費4,251万120円、清掃工場・その他の合計修繕料7,200万6千991円が主なものです。

不用額の主なものは、消耗品費と燃料費及び光熱水費が、それぞれ予算

額を下回った執行となりました。

16ページをご覧下さい。

修繕費が不足したため、13節から200万6千991円を流用しました。

12節役務費の支出済額1,068万1千660円で136万9千340円の不用額が生じました。

支出の内訳は備考欄記載のとおりで、収集袋販売手数料252万7千350円、7行下がりにして、電気集塵機・煙道清掃手数料434万7千円が主なものです。

17ページをご覧下さい。

13節委託料支出済額1億8,577万7千24円で1,740万6千854円の不用額が生じました。

支出の内訳は備考欄記載のとおりで、最終処分場水処理施設保守管理業務委託料101万8千500円、一般廃棄物処理施設環境測定分析業務委託料126万840円、7項目下がりにして、清掃工場排水処理ポンプ整備業務委託料115万5千円、粗大ごみ破砕機点検整備業務委託料222万8千100円、一般廃棄物収集運搬業務委託料、これは可燃ごみ収集運搬業務4地区の委託料と資源ごみ等収集運搬業務委託料及び小型家電等破砕処理業務委託料の合計で8,637万3千980円、一般廃棄物仕分業務委託料191万8千141円、松山清掃工場運転管理業務委託料4,515万円、これは長期継続契約となっています。

焼却灰運搬業務委託料456万3千873円。

18ページをご覧下さい。

焼却灰処理業務委託料3,755万7千469円が主なものです。

また、修繕費へ200万6千991円、その他の節にご覧のとおり流用しました。

委託料不用額の主なものは、一般廃棄物収集運搬業務委託料・焼却灰の

運搬業務と処理業務委託料でそれぞれ予算を下回って執行となったことによるものです。

14節使用料及び賃借料支出済額、110万2千500円は粗大ごみ破砕機スクルーロール補修時の賃借料です。

15節工事請負費支出済額、3,669万5千400円の内訳は備考欄記載のとおりですが、清掃工場の節電目的による送風機インバーター盤設置工事3,486万円が主なものです。

入札差金等による不用額が837万5千600円生じました。

18節備品購入費支出済額12万6千円は、昨年10月より製作を開始しました資源ごみ袋(小)の保管用倉庫としてのコンテナ購入費です。

19ページをご覧ください。

4款公債費の支出済額は1億4,552万6千46円で、前年度に比較し3,668万9千452円、20.1%の減でした。

1項1目元金23節償還金利子及び割引料支出済額1億4,301万9千708円、1項2目利子支出済額250万6千338円です。

項内で流用を行った理由は、15年償還の内10年間を最初に設定した金利で償還し、11年目から新たな利子設定で償還が開始された債務が1件あったためです。

元利均等償還であるため、元金償還額が増え、同額の利子が減ったため、2目利子から1目元金へ193万4千708円流用いたしました。

20ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は7億1,403万5千557円で、不用額が5,130万2千443円でした。

予算現額に対して93.3%の執行率で、前年度に比較し1,382万5千132円、1.9%の減でした。

以上が決算書4ページの歳出に対する説明とさせていただきます。

22ページをご覧ください。



平成24年度実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。

1歳入総額7億8,709万8千355円、2歳出総額7億1,403万5千557円、3歳入歳出差引額7,306万2千798円、4翌年度へ繰越すべき財源はありません。

5実質収支額7,306万2千798円、6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額3,800万円です。

24ページをご覧ください。

平成24年度財産に関する調書についてご説明申し上げます。

1公有財産(1)土地及び建物については、前年度と同じく増減はありません。

25ページをご覧ください。

2物品については、下から8行目、ゴミ袋用倉庫について前年度末現在高4個が決算年度中、資源ゴミ袋(小)の保管用として1個増で、決算年度末現在高が5個となります。

26ページをご覧ください。

収集ゴミ袋棚卸高内訳については、ご覧のとおりです。

3基金(1)財政調整基金については、前年度末現在高3億7,065万7千684円、決算年度中増減高4,572万4千614円減で、決算年度末現在高3億2,493万3千70円です。

決算年度中増減の内訳として、平成23年度からの基金繰入金歳入1,400万円、預金利子歳入27万5千386円、一般会計繰入金として基金から歳出6,000万円となります。

28ページをご覧ください。

平成24年度地方債に関する調書についてご説明申し上げます。

平成24年度地方債明細表、借入額合計15億5,150万円、年度中償還額元金合計1億4,301万9千708円、利子合計250万6千338円、年度中償還額合計1億4,552万6千46円、未償還元金合計

額は、4億4,367万6千662円です。

5件目、起債年度13年火葬場事業11億2,420万円の借入が先ほどご説明しました、11年目から利率が1.3%から0.3%に減少された起債になります。

続きまして、平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算に係る主要施策の成果の説明書についてご説明申し上げます。

主には決算書3款の内容によるものとなります。

1ページをご覧ください。

3款火葬場事業費、内容は葬祭施設の適正な維持管理を行い、環境の保全と地域住民の福祉向上に努めました。

予算現額6,521万2千円、決算額6,010万6千円で92.2%の執行率です。

前年度に比較し400万4千円の増でした。

火葬場の利用実績については、合計で、1,023件、前年度に比較し10件の減、管内利用は、964件、管外利用59件です。

式場利用実績については、合計で73件、管内利用は72件、管外利用1件です。

遺族控室の利用実績は、合計で145件、霊安室の利用実績は、合計で46件です。

2ページをご覧ください。

火葬場事業費の主な歳出内容について、ご説明いたします。

4、燃料費関係616万円は、火葬炉で使用しますプロパンガス代608万4千円が殆どを占めています。

6、光熱水費関係666万7千円の内電気代642万5千円、水道代24万2千円です。

7、修繕料関係311万2千円は、火葬炉1号から4号の再燃室床等の修繕を行いました。

13、受付運営・火葬業務委託料の2,910万6千円は、火葬受付業務6名分の業務委託であります。1日常時4名以上のローテーション勤務の契約で事務2名・火葬2名の内容で、5年間の長期継続契約となっております。

16、山桑メモリアルホール清掃業務委託料の174万4千円は、毎月の定期清掃業務委託であります。

5年間の長期継続契約となっております。

3ページをご覧ください。

31、外構土留工事451万5千円は、山桑メモリアルホール北側斜面の既存木柵土留を撤去し、土手の総延長60メートルをコンクリート擁壁30本で整備したものです。

以上が火葬業務に関するものです。

4ページをご覧ください。

塵芥処理費は、焼却施設の適正な維持管理を図り1市2町から収集・運搬した一般廃棄物を処理し、生活環境及び公衆衛生の維持向上に努めました。

予算現額4億3,034万6千円に対しまして、3億9,485万3千円の決算額で、91.8%の執行率であり、前年度より1,879万9千円、4.8%の増でした。

ごみの収集実績は、平成23年度と比較しまして約289tの増でした。

不燃ごみの増が主な要因となっております。

処理・処分実績ではこの不燃ごみの増加分とほぼ同量が再利用分で増加しています。

5ページをご覧ください。

4、消耗品費は、3,521万8千円で、これは、ごみの収集袋及び薬品購入費関係等です。

5、炉・処分場関係燃料費691万円は、A重油と機械・車両等の軽油

がおもなものになります。

7、電気料金3,273万9千円の内、焼却炉の稼働に係る高圧電力Aでの契約分は年間164万7千kwh使用し、3,192万円支出しています。

8、水道料金977万1千円の使用量は、年間4万5千m<sup>3</sup>になります。

9、修繕料7,200万7千円の内訳は、参考資料4をご覧ください。

平成24年度衛生費、塵芥処理費、修繕費内訳一覧の②粗大ごみ破碎機関係で約1,222万円支出しています。

この施設は平成10年4月の導入から15年が経過していることと、粗大ごみの直接搬入量増加に伴う機械使用頻度の急増のため、エンジン及び本体の摩耗が激しく修理費は増加傾向です。

③松山清掃工場関係5,783万円の内訳は次のページをご覧ください。  
受入供給設備に分類される、ごみクレーン・ごみ破碎機関係等で1,188万円。

焼却炉等の燃焼設備関係で325万円。

排ガス処理設備で116万円となっています。

次の通風設備2,919万円については、煙道関係1,775万円・誘引送風機関係804万円が主なものになります。

排水処理設備で511万円。次のページをお願いします。

灰出し設備で179万円。炉関係等の電気設備で429万円。

その他117万円。

プラントを主とした清掃工場修繕費合計は5,784万円となります。

参考資料4にお戻り下さい。

④重機修理を含む最終処分場関係修繕153万円を加え、修繕料総額は7,200万円となります。

施策の成果5ページにお戻り下さい。

10、収集袋販売手数料は、販売業者に収集袋の販売をしていただく手

数料として、500枚単位で1枚当たり1円5銭支払うものです。

6ページをご覧下さい。

17、電気集塵機・煙道清掃手数料434万7千円については、毎年度実施しているものです。

機械施設の老朽化に伴い、清掃頻度は年々多くなりつつあります。

27、最終処分場水処理施設保守管理業務委託料101万9千円は、年52回の水処理施設の維持管理と処分場全般の定期点検を行っています。

28、一般廃棄物処理施設環境測定分析業務委託料126万1千円は清掃工場の排ガス・ごみ質、処分場の流入・放流水 又、周辺地下水の測定分析を行っています。

7ページをご覧下さい。

35、清掃工場排水処理ポンプ整備業務委託料115万5千円は、大型ポンプ16台の分解整備委託となります。

36、粗大ごみ破砕機点検整備業務委託料222万8千円は、先程もご説明いたしました、摩耗の激しい破砕機の点検整備です。

大きな修理となる前に不具合部分を特定・補修して延命化に努めています。

37、一般廃棄物収集運搬業務委託料8,637万4千円は、可燃ごみ・資源ごみ収集運搬業務等に係る委託です。

内訳で、匝瑳市の中央部をトソーメンテナンス、匝瑳市の外周部を東起クリーンサービス、旧野栄、旧光地区を東総リサイクルセンター、多古町を五十嵐商会に業務委託したものです。

3年間から5年間の長期継続契約となっています。

資源ごみについては、共同リサイクル、小型家電等破砕処理業務は、スズキメタルへの委託事業です。

39、一般廃棄物仕分業務委託料191万8千円は、清掃工場選別施設用地内での搬入ごみ等の仕分作業を匝瑳市シルバー人材センターに委託し

ているものです。

40、松山清掃工場運転管理業務委託料4,515万円につきましては、焼却運転業務委託料で、5年間の長期継続契約になっています。

42、焼却灰運搬業務委託料456万4千円は、焼却灰処理業者までの運搬経費です。

43、焼却灰処理業務委託料3,755万7千円。

焼却灰処理は、リスク分散の意味から2社に業務を委託しています。

8ページをご覧ください。

48、粗大ごみ破砕機スクリーロール賃借料110万3千円は、年1回、摩耗した部分の肉盛補修を行う際、ごみ処理業務が滞ることがないように、代替品を借用するものです。

49、法面整形工事102万9千円は、処分場の土手部分に遮水シートを設置してありますが、埋立てが進むに連れ埋設物等でシートを破損する危険があるため、法面に土で壁状に整形したものです。

盛土の厚みが約50センチメートル、高さ約5メートル、総延長は約110メートルです。

50、送風機インバーター盤設置工事3,486万円は、清掃工場の節電目的によるインバーター盤設置工事となります。

電力使用量の低減を図るため、流動用押込送風機2台と2次送風機2台をインバーター制御に変更しました。

以上が概要となります。

続きまして、平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。

去る7月16日、当組合事務所会議室に於いて、石井代表監査委員・鈴木監査委員、両監査委員に、決算の書類審査を受けて、総論のとおりご意見をいただきましたので、ここにご報告いたします。

以上で説明とさせていただきます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。

それでは、質疑を許します。

武田議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、武田議員。

武田議員 今回の一般会計の可燃ごみの収集ということで、指定のごみ袋で指定の場所に地域別で、搬出されております。

匝瑳市では、最近ねこが非常に多い話もあり、また、カラスが可燃ごみの袋をつついて、地域によっては囲いを作り、あるいは指定した場所ですけども、何も囲いをしない中で搬出されて、指定業者の方が回収をしていくのが実情ではないかと思えます。

カラスが可燃ごみの袋を食べ物が入っているので、つついてばらばらにしてしまうことが多々あると思えます。

そういった中で、収集業者の方が、袋に入っている物は持って行ってもらえますが、散乱した物は状況にもよるんでしょうけども、きれいになっている所となっていない所があり、その辺の指導がどうなっているか、みんな美化を目指しているんでしょうけども、契約の中でどうやっているかお伺いしたいと思います。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 基本的に可燃ごみの収集につきましては、地域から概ね10戸以上の共同申請があった場合に、お受けして収集を開始することになっています。

収集場の維持管理につきましては、地元でやる大前提がありまして、但し、委託業者につきましても袋が破れていたりした場合は清掃をすることになっております。

あまりにも、状況がひどく清掃が追いつかない場合には、業者から事務所連絡がありますので、その場合は私どもの方から管理者の方へお願いして双方で協力して美化に努めるようにしています。

武田議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、武田議員。

武田議員 ありがとうございます。

業者の方が、散らかっている場合には清掃をするという話を伺った中で、再度自分の確認では散らかっているところは、維持管理は地元でやるにしても、袋に入れて来た物が散らかっているんだなど、確認をされた場合には再度業者に徹底をしていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

佐藤議長 他には。

行木議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、行木議員。

行木議員 17ページの委託料、上から4段目の松山清掃工場周辺環境調査業務委託料はきちんとやっていただいて報告は受けておりますけども、何回か申し上げましたが、空気中の検査はやっていないです。

やる必要がないのだから、とにかくはっきり言ってやってないんですよ。

是非周辺としましては、何回か申し上げますが、何地点か越川運輸、豊栄コミュニティセンター、富岡消防庫、松山小学校、是非この空気中、煙突から出ていないので大丈夫と言うことでやらないんですよ。

地中、水はやっていますが、その辺は研究どころではなくやってもらいたいです。

周辺の願いでもあります。

現在の金額から、さらに増えてしまうこともあるのでしょうか、是非事務局として76万円で出来ないか、研究ではなくやってもらいたいお願いしたい。

これは要望です。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。



川島事務局長 周辺の調査と言うことで、前回の議会の時も議員からご指摘ありましたので、通常は10月から11月頃から開始するもので、今年については空气中のダイオキシンでよろしいかと思いますが、調査する方向で計画させていただきます。

佐藤議長 他には。

椎名議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、椎名議員。

椎名議員 物品売払収入が伸びましたが、その見通しはどうか。

川島事務局長 物品売払収入につきましては、当初予算の段階では資源ごみの売払いということで、資源ごみ・ダンボール合わせまして1,272万円程度見込みました。

これが決算額で、約倍の2,519万1千円となったことにつきましては、扱い量としてそれほど増はないはずですが、単価としてはほとんどが倍近く上がっております。

例えば、スチール缶プレスですと平成23年度の平均単価が、1kg当たり10.8円が平成24年度ですと25.12円、アルミ缶プレス53.7円が113円、ダンボール7.3円が11.6円というように上がっております。

ただこれは年度によって、一直線に上がるものとは考えられませんので、歳入見込みとしてはあくまでも、内場で見込むしかないと考えておりますので、この先はどうか予測がつかないのが正直なところです。

椎名議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、椎名議員。

椎名議員 次に電気代ですが、電気代増というなかでその結果どうなっているのか、それと節電効果でインバーター送風機ですか基盤の取り付けこの効果はどうなっていますか。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 インバーター盤につきましては、平成24年の工事で工事が終了したのが12月20日頃ということで、ほぼ12月が終わる頃になっておりました。

ここの電気料金には3種類ありまして、炉を稼動する高圧電流Aというものと、通常の一般電灯と、選別施設用地の電灯がありますが、一番大きなものは高圧電流Aというものですが、それは平成23年度ですと月平均140,000kwh程度は使用していたこととなります。

ただ平成24年度の電気料金の値上げと同時に、使用量も施設の老朽化に加えまして増えております。

それまでは、月平均の最大の需用電力は、その月で電力を多く使用してしまいますと、その後の1年間の基本料金に影響しますが、その最大需要電力が460あるいは440ぐらいで動いていたのが、平成25年1月からは最大需用電力が、1月が402で2月、3月が395で、390台に治まっております。

平成24年の4月から12月までの月平均の使用量を見ますと、142,000kwh程度です。

それに対して、1月から3月までの平均使用量を見ますと、121,000kwhということで、約20,800kwh程度節電出来たこととなります。

これに単純に電気料金を掛けますと、年間500万円程度の節電になりますが、実はそれほど単純にはいきませんで、今までの推移を見ますと、今の見込みで300万円から400万円の間程度の節電になる見込みです。

今は、使用量が減っておりまして、最大需要電力も減っております。

効果は上がっておると理解しております。

佐藤議長 他には。

(「なし」の声)

佐藤議長 ないようですので、議案第2号の質疑は打ち切ります。

佐藤議長 議案第3号匝瑳市ほか二町環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

川島事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

川島事務局長 議案第3号匝瑳市ほか二町環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定により人事行政の運営等の状況の公表が義務付けられていることから、当組合も適切に対処するため新たに、匝瑳市ほか二町環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定し、公表していくものであります。

条例案をご覧ください。

第1条で趣旨本条例の根拠法を示しています。

第2条で任命権者の報告で、報告期日が9月末日に指定されています。

当組合においては、任命権者と管理者は同一人になります。

第3条で報告事項（1）から（8）まで明記されています。

報告事項の内（1）職員の任免及び職員数に関する状況と（2）職員の給与の状況 については、各年度の一般会計歳入歳出予算書の給与費明細書で公表していたところです。

第4条では、第5条（1）（2）に掲げてある事項を、公平委員会から管理者に報告することが定められています。

第6条で公表の時期が、毎年1月末日までとされています。

第7条で公表の方法は、当組合の条例に基づく内容となっています。

以上が概要です。

よろしくご審議願います。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。  
直ちに質疑を許します。

(「なし」の声)

佐藤議長 ないようですので、議案第3号の質疑は打ち切ります。  
以上で、議案に対する質疑を終結します。

佐藤議長 続いて、日程第8の討論に入ります。  
討論の申し出はございますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 お諮りいたします。  
討論の申し出がありませんので、討論を終結することにご異議ござい  
せんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、討論を終結いたします。

佐藤議長 これより、日程第9の各議案の採決に入ります。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市ほか二町環境  
衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について)、  
原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

佐藤議長 賛成多数でございます。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

佐藤議長 議案第2号平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳  
出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手願  
います。

佐藤議長 挙手全員でございます。

よって議案第2号は原案のとおり認定されました。

佐藤議長 議案第3号匝瑳市ほか二町環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公  
表に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、

挙手願います。

佐藤議長 挙手全員でございます。

よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

これにて、議案の採決を終結いたします。

佐藤議長 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

皆様方のご協力に対しまして、感謝を申し上げる次第でございます。

これをもちまして、平成25年9月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

【閉会：午前11時20分】

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

佐藤晴彦

会議録署名議員

鈴木唯夫

会議録署名議員

武日光由